

## 第 2 次厚木市文化芸術振興計画第 2 期基本計画策定方針（案）

### 1 計画策定の趣旨

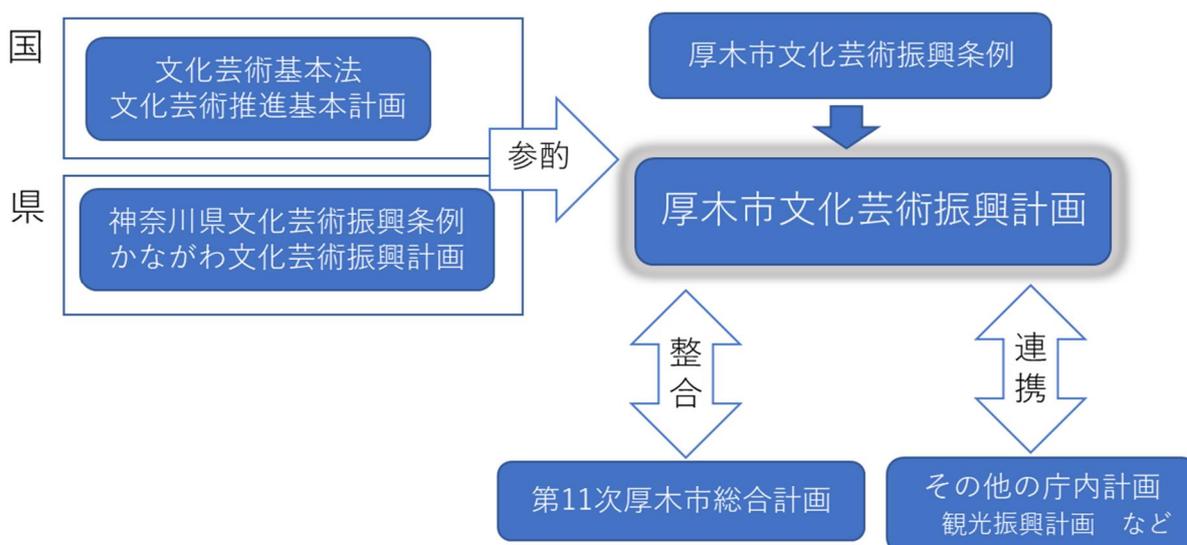
第 2 次厚木市文化芸術振興計画第 1 期基本計画（以下「現行計画」という。）の計画期間が令和 8 年度をもって満了を迎えることから、令和 9 年度を始期とする第 2 期基本計画（以下「次期計画」という。）を策定するものです。

### 2 基本的事項

#### (1) 計画の位置付け

次期計画は、厚木市文化芸術振興条例第 6 条に規定する「文化芸術の振興に関する基本計画」及び第 11 次厚木市総合計画に示す目標を実現するための具体的な取組等を定めた個別計画とします。

また、文化芸術基本法第 7 条に基づく「地方文化芸術基本計画」に位置けるとともに、国の「文化芸術推進基本計画」及び神奈川県「かながわ文化芸術振興計画」を参酌し策定するものです。



#### (2) 計画期間

次期計画は、第 11 次厚木市総合計画長期ビジョンの計画終了年に合わせ、令和 9（2027）年度から令和 17（2035）年度までの 9 年間とします。なお、国や県の計画改定等を踏まえ、必要に応じて見直しを行います。

### 3 計画策定に当たって配慮すべき視点

次期計画は、平成 24 年に制定した厚木市文化芸術振興条例を踏まえるとともに、社会環境や市民ニーズの変化に照らし合わせ、次の視点に考慮し計画を作成します。

#### (1) 誰もが文化芸術を楽しめるまちの実現

文化芸術に触れ、楽しみ、自己表現を行うことが市民のウェルビーイングの

向上に寄与するという視点から、子どもから大人まで、誰もが気軽に文化芸術を楽しめるまちづくりを推進していく必要があります。

## (2) シビックプライドの醸成

地域の歴史、風土に根差した文化によって生み出された文化財を、継承・保存・活用することを通じて、郷土文化への理解を深め、郷土に対する愛着や誇りを育てる必要があります。

## (3) 多様な文化芸術活動の推進

文化芸術基本法においては、文化芸術を多様な表現活動、生活文化、地域文化等を含む広範な概念として定義していることから、市民ニーズを捉えながら、文化芸術の多様性を踏まえた取組を推進する必要があります。

# 4 策定体制

## (1) 附属機関

厚木市文化芸術振興委員会

公募による市民、学識経験者及び関係団体の代表者等により構成し、次期計画の策定について、市長の諮問に応じて調査及び審議をし、答申します。

## (2) 庁内検討組織

厚木市文化芸術振興計画庁内推進委員会

本市の課長職から構成し、計画の策定に関する事項を検討及び協議します。

## (3) 市民参加手続

計画の策定に当たっては、市民参加条例に基づく意向調査やパブリックコメントなど、多様な手法による市民参加の機会を設け、市民の皆様の意見を伺いながら取り組みます。また、子どもたちの意見を聞くため、児童・生徒を対象にアンケートを実施します。

# 5 策定スケジュール

次期計画の策定に当たって、次のスケジュールのとおり、計画的に取組を進めます。

	令和7年度						令和8年度													
	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
策定状況					●→	策定方針						●→	計画案骨子	●→	計画案				●	策定
文化芸術振興委員会	→																			
庁内推進委員会	→																			
市民参加手続	●→	意向調査														●→	パブコメ			
その他		●→	アンケート調査(児童・生徒対象)																	